諮問日：令和２年１１月２７日（令和２年度（個）諮問第２号）

答申日：令和３年５月２０日（令和３年度（個）答申第１号）

件　名：東京高等裁判所において特定日に申出人に対して行った強制措置についての文書に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）に関する件

答　　申　　書

第１　委員会の結論

「本日７１７号法廷にて民事２３部裁判所・長より強制措置の通告を私に対して行ったもようだが，それについての文書（事務局長も含む）」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し，東京高等裁判所長官が，本件対象個人情報を記録した司法行政文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第２　事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第４に定める開示の申出に対し，東京高等裁判所長官が令和２年９月１４日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第８の１に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第８の４に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

申出当日，身体接触，身体持ち上げ，床に落とすなどの強制措置を受けたが，私本人は何ら文書を受け取っていない。私は，最高裁長官，高裁長官あてに後日文書を提出しているが，裁判所内で何ら記録を作成せずに，暴行陵虐まがいの事が発生し，それを隠す，隠ぺいするのでは，三権分立の司法権の地位をおとしめるものだと思う。文書確認すべきである。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

１　本件開示の申出に係る保有個人情報が記録された文書として，①「令和２年

６月１０日に７１７号法廷において東京高裁民事第２３部の裁判長が発した退廷命令その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項の命令又は処置について作成又は取得した文書」及び②「同日東京高裁の庁舎管理権者（事務局長）等が発した構外退去命令その他庁舎管理権に基づく措置について作成又は取得した文書」が考えられる。

まず，開示の対象となる保有個人情報は，司法行政文書に記録されているものに限られるところ，①の文書は，法廷における裁判手続の中で裁判長が発する命令等に関する文書であり，これは裁判事務に関する文書に該当することから，仮に作成されていたとしても，保有個人情報開示手続の対象とはならず，司法行政文書の取得もない。

次に，②の文書については，同日発せられた構外退去命令は，庁舎管理権者である東京高等裁判所事務局長が口頭で発したものであるため，文書を作成又は取得していない。

２　苦情申出人は，開示申出日である令和２年６月１０日以後に，最高裁長官及び高裁長官宛てに文書を提出しているから，文書を確認すべき旨主張する。しかし，開示の対象となる司法行政文書は，原則として開示申出時点において裁判所が保有している文書であり，開示申出後に作成され，又は取得された文書は当該開示申出の対象とならない。

第５　調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

①	令和２年１１月２７日	諮問の受理
②	同日	最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
③	令和３年２月１９日	審議
④	同年３月１９日	審議
⑤	同年５月１４日	審議

第６　委員会の判断の理由

1　取扱要綱によれば，保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は，裁判所の職員が職務上作成し，又は取得した個人情報であって，裁判所の職員が組織的に利用するものとして，裁判所が保有しているもののうち，司法行政文書に記録されているものである。そして，司法行政文書とは，裁判所の職員が職務上作成し，又は取得した司法行政事務に関する文書，図画及び電磁的記録であって，裁判所の職員が組織的に用いるものとして，裁判所が保有しているものをいい，裁判事務に関する文書は含まれない。

そこで検討すると，本件対象個人情報が記録された文書として考えられるもののうち，①「令和２年６月１０日に７１７号法廷において東京高裁民事第２３部の裁判長が発した退廷命令その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項の命令又は処置について作成又は取得した文書」については，法廷における裁判手続の中で裁判長が発する命令等に関する文書であり，その性格を踏まえれば，裁判事務に関する文書に当たるといえる。したがって，上記①の文書は司法行政文書には該当しないため，仮に作成されていたとしても保有個人情報開示手続の対象とはならず，司法行政文書として取得もしていないとする最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。

また，本件対象個人情報が記録された文書として考えられるもののうち，②「令和２年６月１０日東京高裁の庁舎管理権者（事務局長）等が発した構外退去命令その他庁舎管理権に基づく措置について作成又は取得した文書」については，最高裁判所事務総長の上記説明によれば，同日発せられた構外退去命令は庁舎管理権者である東京高等裁判所事務局長が口頭で発したものであるため，同裁判所において文書を作成し又は取得していないとのことである。裁判所の庁舎等の管理に関する規程は，構外退去命令の発出に関し，文書の作成の要否について何ら規定していないこと，同命令はその性質上様々な状況に応じて臨機に発出され得るものであることなどを踏まえて検討すれば，このような説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか，東京高等裁判所において，本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって，東京高等裁判所において本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していないと認められる。

2　苦情申出人は，自ら本件開示の申出後に高等裁判所長官等に対して文書を提出しているから，当該文書を確認すべきである旨主張する。

しかしながら，上記１の取扱要綱の定めに照らせば，開示手続の対象となる保有個人情報は，原則として開示申出の時点において裁判所が保有している司法行政文書に記録されているものであり，開示申出の後に司法行政文書を作成し又は取得したことにより保有するに至った保有個人情報は，当該開示申出の対象とはならないと解される。もっとも，保有個人情報の開示の制度の趣旨にかんがみ，開示申出の時点において，当該申出に対する開示等の判断の時点までに当該申出に係る司法行政文書を作成し又は取得することが予定されていた場合においては，当該文書に記録された保有個人情報を開示の対象として取り扱うこともできるものと解される。

これを本件開示申出についてみると，苦情申出人が確認すべきであると主張する文書については，本件開示申出の後に提出されたものであり，かつ，本件開示申出の時点において，その取得が予定されていたといえるような事情は見当たらない。

したがって，苦情申出人が指摘する文書に記録された保有個人情報については，本件開示申出の対象とはならない。

3　以上のとおり，原判断については，東京高等裁判所において本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委　員　長　　髙　橋　　滋

委　　員　　門　口　正　人

委　　員　　長　戸　雅　子